

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

猟銃の所持の不許可の要件となる罪に関する規定を改める。(第一条関係)

第二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正
インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改める。(第二条関係)

第三 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正
特定警備に従事することができない者の要件となる罪に関する規定を改める。(第三条関係)

第四 施行期日

この政令は、性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(令和四年法律第七十八号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとする。

(附則關係)